

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第22号

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥取市介護保険条例（平成12年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「37,350円」を「39,000円」に改め、同項第2号中「46,688円」を「48,750円」に改め、同項第3号中「56,025円」を「58,500円」に改め、同項第4号中「63,495円」を「66,300円」に改め、同項第5号中「74,700円」を「78,000円」に改め、同項第6号中「89,640円」を「93,600円」に、「合計所得金額であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年のもの（以下「合計所得金額」という。）」を「合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」に改め、同項第7号中「100,845円」を「105,300円」に、「190万円未満」を「200万円未満」に改め、同項第8号中「123,255円」を「12

8,700円」に、「290万円未満」を「300万円未満」に改め、同項第9号中「138,195円」を「144,300円」に改め、同項第10号中「149,400円」を「156,000円」に改め、同項第11号中「156,870円」を「163,800円」に改め、同項第12号中「164,340円」を「171,600円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「33,615円」を「35,100円」に改める。

第4条第3項中「当該被保険者」を「当該第1号被保険者」に改める。

第13条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第10項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。